

**月刊**  
 2013年(平成25年)  
 1月 Vol.152  
 大阪府議会議員 活動報告書

1997年6月創刊  
 1997年6月~9月:週刊  
 1997年10月~:月刊  
 発行部数累計:1,780,637部

**土井達也**  
 活動中

大阪府議会議員  
 警察常任委員会委員  
 府議会 大阪維新の会  
 副政調会  
 議会改革PTリーダー

土井達也Webサイト  
<http://www.tdoi.net/>  
 95.436人

執筆・印刷:土井達也事務所  
 住所:〒599-0201 大阪府阪南市  
 尾崎町93-6尾崎山手ビル2F  
 TEL:072-471-7357  
 FAX:072-471-8004  
 E-Mail:t.doi@nifty.com

**謹賀新年**

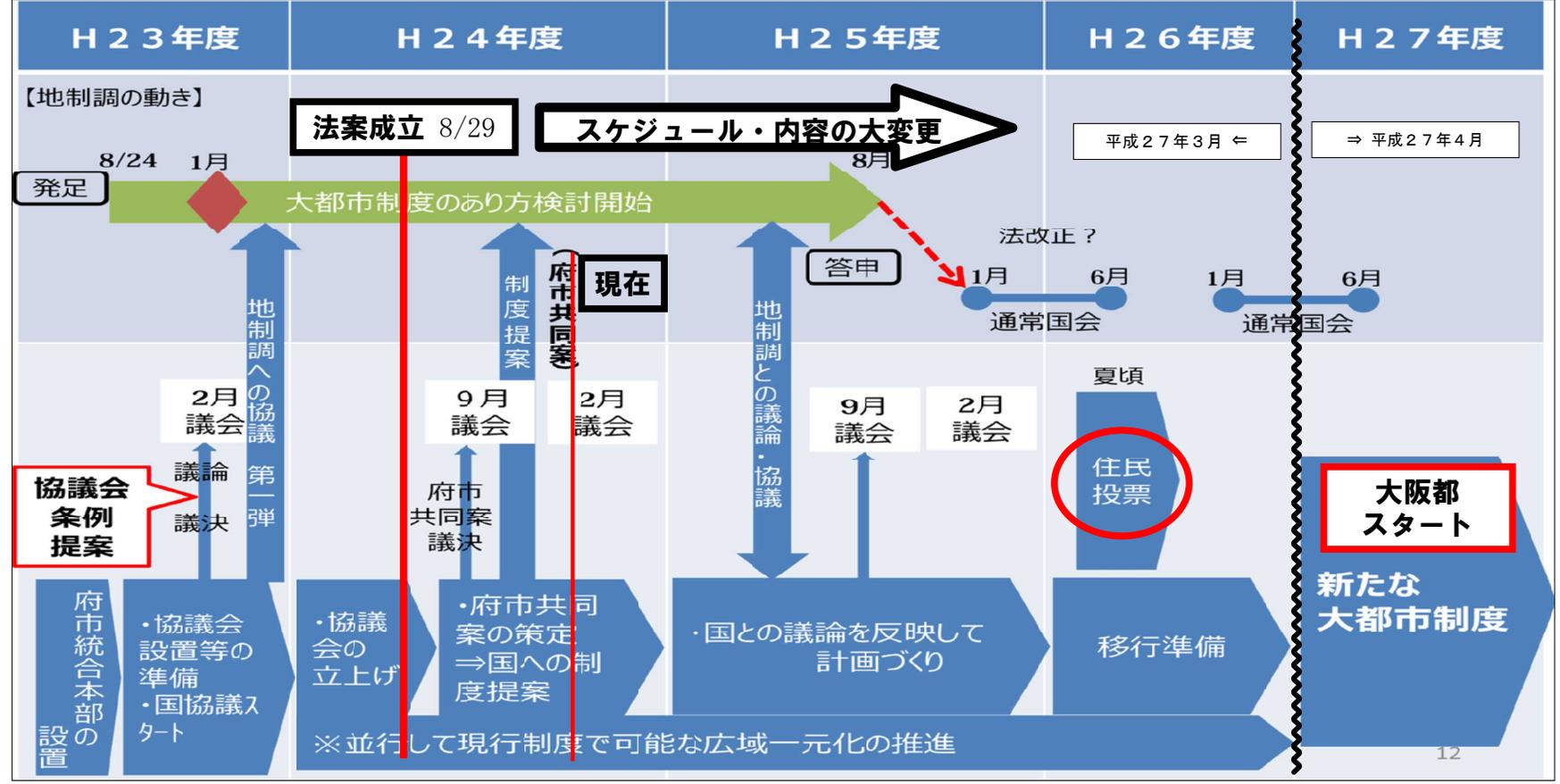
昨年は、①年初から次期衆院選を見据え「維新政治塾」の立上げと運営、②晩夏から政党要件(国会議員5名以上)達成のため国会議員との公開討論会と政党「日本維新の会」の立上げ、③秋から衆議院選挙の候補者公募・選抜と全国遊説、国政選挙(12月31日に新聞折込をした「12月号」に詳細)。

ドタバタを通り越して、無茶苦茶の1年でありました。大阪維新の会を立上げて3年弱で、ここまでこぎ着けました。すべての核にあるのは、大阪都構想。広域と基礎を分け、地域としてやるべき事には、国の関与を最小限に抑え、それぞれの主体が自主・自立的に地域経営を行い、責任を負うよう体制を変えることです。

**『大阪都構想』タイム・スケジュールの変更**

平成24年8月29日に、『大都市地域における特別区の設置に関する法律』が制定されました。現在、この法律に則って作業を進めているので、当初のスケジュールが大

幅に変更になっています。新たなスケジュールは公表されておらず、私自身も曖昧だったので、この機会に整理しておきます。下の予定表は、一昨年末に公表された旧予定。



## 表面のスケジュール表は、旧予定

### ◎表面の旧予定で、現在、変更していない点

#### ・平成26年 夏頃 住民投票

但し、新法律上、「大阪市民」だけの住民投票

#### ・平成27年 4月 新たな大都市制度 スタート

新法律上、『大阪都』への名称変更は認めていない。

現時点では、変更されていないのは、以上の2点だけ。この時期が達成されるかどうかは、①作業の進捗度合、②議会の承認、ということになります。

平成24年8月29日の新法制定前までは、表面の旧スケジュールの通り、進捗していました。8月29日以降は、新法に則って作業をすすめているため、細かく記載されている点はすべて変更です。

但し、新法の施行令・施行規則は、2月10日まで、総務省において、まだパブリック・コメントを募集している段階です。

### ◎新たなスケジュール

・平成25年2月中（大阪市）大阪府は法定協議会設置議案可決済  
条例設置の「大阪にふさわしい大都市制度協議会」から、  
法律設置の協議会へ移行予定（法定協議会）

・その後、平成25年度中を目途に詳細な制度設計を完了  
「特別区設置協定書」の作成、国（総務省）と協議  
最優先課題は、①事務分担、②財政調整、③税源調整 等々

・作成完了後、議会の議決（大阪府議会／大阪市会／堺市会は？）

・ 住民投票 ⇒ 新制度スタート

もし新法を変更できるなら、①住民投票を大阪府下全域の府民すべてを対象に、②『大阪都』の名称を使用できるように。

◎市町村で行っている事務・事業で、広域に一元化するもの

・ 幾つかあるのですが、大まかには、法改正と財源が必要。  
例えば、保険事業など。

◎広域と基礎に事務・事業を仕分けて、移管の際、バージョンアップするもの

・ 大まかには、法改正必要

以上は、現行の法体系を前提にしていますが、「大阪都」実現前後、国で関与している地方の事務・事業分の法律を廃止し、地方で条令を制定して、かつ、税源を確保する。

これで、地域の自主・自立的な地域経営が可能になり、特に、基礎自治体（市町村）の権限・税源確保で、それぞれの市町村で独自進化が可能になります。その後、大阪都は、一層の広域化で、関西州に。

平成25年最初の報告書ですので、大阪都構想の最終まで記載してみました。国は、国家としての仕事に注力。地方の仕事は、地方の自主・自立で行う。単純に、これだけの事なんですけど・・・。まだまだ、ゴールは遠いです。

昨年は無茶苦茶だと思えたのですが、この先のことに思いを巡らせると、もっと無茶をし続けないと、最終系までは到底無理です。

経験した事のない状態が続きますが、平成25年も全力でいきます。